

石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年1月26日

石巻地区広域行政事務組合監査委員  
石巻市代表監査委員 柴山耕一

石巻地区広域行政事務組合監査委員  
女川町議会議長 木村公雄

- 1 監査対象部課等 (1) 事務局  
総務企画課、介護認定審査課、施設管理課（石巻広域東部衛生センター、石巻広域西部衛生センター及び石巻広域クリーンセンターを含む。）  
(2) 会計課
- 2 監査期間 平成28年12月5日から平成29年1月26日まで
- 3 監査対象範囲 平成28年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
（平成28年10月31日現在）
- 4 監査場所 石巻地区広域行政事務組合監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成28年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。  
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。

# 指 摘 事 項

## 1 平成26年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
施設管理課	基本的事項	文書事務において、回議書に発送日付の記載漏れが見受けられたので、文書取扱規程に基づき適正に処理すること。

## 2 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
介護認定 審査課	財産管理事務	<p>備品台帳を確認したところ「介護認定審査会長印」が備品台帳に登録され管理されていた。</p> <p>この公印に関しては、取扱い等に関する例規の規定や公印台帳の整備もされておらず、極めて不適切な状況であることから、早急に関係例規への規定及び公印台帳の整備を行い、適正な管理を行うこと。</p>
	介護認定審査会 関係事務	<p>介護認定審査課において、介護保険法（平成9年法律第123号）第14条の規定により設置した介護認定審査会（以下「審査会」という。）の運営（庶務）を平成11年度より行っているところであるが、組織市町からの要介護、要支援の審査判定依頼を介護認定審査課で受理後に、審査会で審査判定業務（二次判定など）を行い、依頼元の組織市町へ審査判定結果を通知するまでの事務の流れの中で、本来行われるべき事務手続が行われず習慣的に漫然と処理されている。</p> <p>審査会は、同法第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため石巻地区広域行政事務組合同規約（昭和44年県指令第23188号）第3条に規定し共同処理する事務として設置された組織で、理事会の附属機関であるものの、その職務執行に関しては独立性を有し、審査会を代表する者は理事長ではなく会長である。</p> <p>実際の事務を見てみると、審査会の招集・開催については会長の権限で行われているが、理事会（執行機関）と審査会の間で行う必要性のある事務手続（審査判定依</p>

	<p>頼及び審査判定結果通知)を行わずに、理事会(執行機関)から依頼元の組織市町へ審査判定結果を通知していた。</p> <p>このことは、法令等により規定された機関及び審査判定に係る事務の流れを理解せずに審査会の会長の権限を無視した事務を行っていたことになり、不適切な事務処理である。審査判定に係る一連の事務の流れについて関係法令を遵守し適切な事務執行に改善すること。</p> <p>なお、審査会の庶務を担当する部署についても、例えば石巻地区広域行政事務組合介護認定審査会規則(平成11年規則第12号)にきちんと位置付けするなどの必要性がある。</p> <p>また、事務の流れについては別図のとおりであるので御理解願いたい。</p>
--	--

別図

